

2. 令和元年度 DV総合対策センター事業「公2」実績

(1) 関係機関との連携、情報の収集・提供

①佐賀県DV総合対策会議の開催【佐賀県からの委託事業】

(ア) 佐賀県DV総合対策会議

佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議（以下、「対策会議」と言う。）を開催した。

○ 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員

○ 期 日：①令和元年5月17日②令和2年3月26日

○ 出席者：延35名

○ 内 容：会議

○ 開催場所：アバンセ

(イ) 性暴力被害者支援事業調整会

性暴力支援事業の実施に際し、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするため、性暴力被害者支援事業調整会を開催した。

○ 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成

○ 期 日：令和2年1月22日

○ 出席者：16名

○ 内 容：会議

○ 開催場所：アバンセ

②DV被害者支援市町連携会議の開催【佐賀県からの委託事業】

市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催した。

○ 対 象：各市町のDV担当課・男女共同参画担当課・生活保護担当課・福祉担当課、県保健福祉事務所、婦人相談所、警察の担当者等

○ 期 日：①平成31年4月16日②令和元年7月30日③令和元年7月30日

④令和元年8月1日⑤令和元年8月1日

○ 出席者：延152名

○ 内 容：会議

○ 開催場所：①アバンセ②鳥栖保健福祉事務所③アバンセ④伊万里保健福祉事務所

⑤杵藤保健福祉事務所

③県内DV被害者支援民間団体等の活動支援【佐賀県からの委託事業】

地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がりを支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行った。

- 支援団体：県内DV被害者支援民間団体等
- 期 日：①4月3日～4月17日②6月11日～6月28日③11月5日～11月8日
④11月12日～11月29日⑤11月21日
- 支援内容：①～④合同展示⑤街頭活動協力・随時ホームページ紹介
- 開催場所：①・②アバンセ③県庁④アバンセ・佐賀駅

④男女共同参画センター等会議等参加【佐賀県からの委託事業】

各種会議・研修への参加により、男女間の暴力の根絶に関する最新情報の収集及び本県における課題解決に必要な知識・技能の習得等を図った。

(2) 研修事業

①DV関係機関相談員向け研修【佐賀県からの委託事業】

DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施した。

- 対 象：DV被害者支援に関係する公的機関、民間相談機関等で具体的支援を行う相談員等
- 期 日：①令和元年5月14日②令和元年5月23日③令和元年5月30日
④令和元年10月1日⑤令和2年2月4日
- 参加者：延155名
- 内 容：講話、グループワーク
- 開催場所：アバンセ

②市町DV出張研修【佐賀県からの委託事業】

住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応などDVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施した。

- 対 象：市町職員
- 期 日：令和元年5月9日～令和2年2月5日
- 参加者：341名
- 実施回数：10回
- 内 容：講話
- 開催場所：小城市、鳥栖市、伊万里市、白石町、唐津市、佐賀市、武雄市、神埼市、上峰町、嬉野市

(3) 啓発事業

①DV予防教育事業【佐賀県からの委託事業】

(ア) 高校生・大学生向けDV予防教育事業

県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（デートDV）や将来のDVを未然に防止するための講演を実施し、相談先等を記載したリーフレット・カードを配布した。

- 対象：県内高等学校及び大学等の生徒・学生
- 期間：令和元年4月3日～令和2年1月8日
- 実施校：11校
- 参加者：延3,721名
- 内容：講話

(イ) 中学生向けDV予防教育事業

県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施した。

また、予防教育を行うに当たっては、原則として、事前に教職員研修及び保護者会を開催し、事業内容や目的について理解を得るよう努めた。

なお、事前に県内中学校に広く呼びかけた。

- 対象：県内中学校の生徒及び保護者、教職員
- 期間：令和元年4月23日～令和2年12月19日
- 実施校：43校
- 参加者：延11,280名
- 内容：講話

(ウ) 中学生向けDV予防教育等講師養成講座事業

県内中学校の生徒を対象に実施している中学生予防教育等の講師を育成することを目的とし、予防啓発用の講師養成のための研修会を実施した。

- 対象：県内中学校の教職員等
- 期 日：令和2年2月18日
- 実施回数：1回
- 参加者：10名（三養基地区養護教諭部会員）
- 内 容：講話
- 開催場所：三養基町コミュニティセンターこすもす館

(エ) 小学生向けDV予防教育事業

県内小学校高学年の児童を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施した。

なお、事前に県内小学校に広く呼びかけた。

- 対象：県内小学校高学年の児童
- 期間：令和元年5月27日～令和2年2月21日
- 実施校：11校

- 参加者：延 962 名
- 内 容：講話、グループワーク

②DV防止のための講演等事業【佐賀県からの委託事業】

(ア) 女性に対する暴力防止講演会

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催した。

- 対 象：県民（100名程度）
- 期 日：令和元年11月24日
- 参加者：88名
- 内 容：講演・パネルディスカッション
- 開催場所：アバンセ
- 主 催：佐賀県
- 主 管：佐賀県DV総合対策センター
- 後 援：佐賀県警察本部、佐賀県医師会、佐賀県弁護士会、一般社団法人佐賀県公認心理師協会、公益社団法人佐賀県看護協会、認定NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS、国際ソロプチミスト佐賀有明、国際ソロプチミスト佐賀、特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス（順不同）

(イ) DV防止啓発展示

DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、啓発パネル等を展示した。

- 対 象：県民
- 期 間：①令和元年11月1日～11月30日②令和元年11月5日～11月8日
③令和元年11月12日～11月29日④令和元年12月6日～12月20日
- 場 所：①アバンセ北口②佐賀県庁県民ホール③アバンセ展示ギャラリー
④佐賀大学付属図書館
- 内 容：①パープルライトアップ・横断幕掲出②-④啓発展示

③児童・生徒に対するDVの発見・支援事業【佐賀県からの委託事業】

平成24年度に作成した「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム」の県内小中学校での活用を促すために、各学校の養護教諭や生徒指導担当教諭等を対象とした研修を実施した。

- 対 象：県内各小中学校の養護教諭や生徒指導担当教諭等
- 期 日：①令和元年8月7日②令和元年8月21日
- 実施回数：2回
- 参加者：28名
- 内 容：研修
- 開催場所：①三根中学校②武内小学校

④女性のための護身術講習【財団自主事業】

県内の16歳以上の女性を対象として、自分の身を守るための知識や技術を習得し、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を向上させるための講習会を開催する。

- 対象：県内の16歳以上の女性
- 期 日：11月9日
- 会 場：アバンセ
- 参加者：17名
- 内 容：護身術に関する講習

(4) 調査・研究事業

①DV予防教育事業等でのアンケートの実施【佐賀県からの委託事業】

DV予防教育事業の実施前後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てた。

- 対象：DV予防教育等を実施した学校
- 実施校：短期大学1校・中学校10校
- 回答者数：短大生253名・中学生1,168名
- 実施内容：アンケート調査

②佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画（2019年度～2023年度））

策定に伴う支援強化事業【佐賀県からの委託事業】

第4次計画に基づき、以下の新たな支援方法の実施に向けて取り組んだ。

(ア) SNS等新たな相談手法の開発

相談につながりづらい若年層の相談をキャッチするため、SNS（LINE、Facebook、Twitter）等の新たな相談手法の開発に向けて指針を作成した。

(イ) 面会交流支援の仕組みづくり

離婚したDV被害者の面会交流に当たり、DV被害者の精神的負担の軽減等を考慮した支援体制の仕組みづくりのために現状調査を行った。

- 対象：面会交流支援実施団体等
- 期 日：令和元年11月27日
- 内 容：公益社団法人福岡ファミリー相談室視察

(ウ) DV加害者更生プログラムの調査

DV加害者の心理などを考慮し、被害者と子どもの安全に配慮した効果的な加害者更生プログラムについて、国の動向を踏まえ調査研究を行った。

- 対象：加害者更生プログラム実施団体等
- 期 日：令和元年9月21日、11月24日
- 内 容：DV加害者更生プログラム研修会参加、加害者更生についての講演会開催

(エ) DV被害者の心への修復的アプローチ

DV被害者の早期発見によるプログラムの開発、被害者の心身の早期回復を目指した介入的支援を行う体制づくりの一環として、DV被害者の心への修復的アプローチに関する研修会に参加し、実施に向けた検討を行った。

- 対象：SE P実践団体
- 期 日：①令和元年11月23日～24日②令和2年2月15日～16日
- 内 容：①SE P実践者養成研修初級②SE P実践者養成研修中級

(オ) 特別支援学校向けプログラムの作成

新たに、県内特別支援学校児童・生徒を対象にしたDV予防教育プログラム作成に向けて検討を行った。

- 対象：県内特別支援学校
- 期 日：令和2年2月27日
- 実施校：金立特別支援学校
- 参加者：中学部6名、高等部12名
- 実施内容：暴力についての講話、携帯電話でのなりすましに関する紙芝居、パーソナルエリアについてリボンを使った実践等

(5) 相談事業

①女性総合相談【佐賀県からの委託事業】

(ア) 女性のための総合相談

女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じた。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行った。

また、DVやストーカー、性暴力被害などの相談において、相談者の安全安心の確保と問題の早期解決のため、警察、病院、裁判所、行政窓口など他機関の紹介や取り次ぎを行うとともに、必要に応じて同行支援を行い、相談者の立場に立ったきめ細やかな支援に努めた。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：火曜日～土曜日 9時～21時 日曜日・祝日 9時～16時30分
- 相談等件数：延5,813件
- 内 容：電話及び面談による相談、同行支援、証明書発行等

(イ) 女性のための法律相談

DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、女性弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援した。

- 対象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1土曜日、第3木曜日 13時～16時
- 相談件数：103件
- 内 容：面談による相談

(ウ) 女性のためのこころの相談

様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面談に応じ、相談者の心のケアを図った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第3土曜日 14時～16時
- 相談件数：20件
- 内 容：面談による相談

(エ) 女性のための市町巡回相談

i) 定期派遣

全市町での相談体制を確保し、DV被害者の早期発見・早期支援のため、相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じた。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 派 遣 先：相談窓口未設置の9市町
- 派遣日時：各市町、月1回。10時～16時
- 相談件数：延55件
- 内 容：電話及び面談による相談

ii) 随時派遣

重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、市町の要請に応じて、緊急に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じた。

また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等
- 派 遣 先：基山町、佐賀市、三養基町、有田町
- 派遣日時：令和元年8月21日、10月18日、11月12日、12月20日、
令和2年1月24日、
- 相談件数：延5件
- 内 容：面談による相談

②男性総合相談【佐賀県からの委託事業】

男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた男性
- 開設日時：電話（毎月第2、第3木曜日） 19時～21時
面談（毎月第4土曜日）※ 14時～16時
※ 面談の予約が無い場合は、電話による相談に応じた。
- 相談件数：電話 延66件
面談 延14件
- 内 容：電話及び面談による相談

③LGBTsに関する相談【佐賀県からの委託事業】

LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：LGBTsに関する悩みを抱えた方
- 開設日時：月2回（毎月第2日曜日、第4水曜日） 14時～16時
- 相談件数：延7件
- 内 容：電話による相談

④性暴力被害者支援事業【佐賀県からの委託事業】

犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、中長期的に支援した。

また、拠点病院及び関係機関の職員等を対象とした研修会を実施し、相談対応スキル等の向上を図った。

(ア) 性暴力救援センター・さが（さがmirai）の運営

性暴力被害者からの相談を受け付ける「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」を設置し、性暴力被害者の心身の早期回復を図るため、医療的、精神的、経済的支援等についてのコーディネートを実施した。

- 対 象：県内在住の性暴力被害者（以下、「被害者」という。）

○ 支援内容

i) 相談支援

「性暴力救援センター・さが」及び「アバンセ女性総合相談」の2つの窓口で、被害者からの相談を受け付けた。

- 相談件数：性暴力救援センター・さが（延147件）女性総合相談（延20件）

ii) 医療支援

拠点病院及び連携医療機関において、被害者に対し、必要な医療措置を行った。

また、被害者の経済的な負担を軽減するため、初診料、性感染症検査料及び緊急避妊に係る費用等、被害者に必要と判断される医療措置に係る医療費を支援した。

ただし、警察へ被害申告したことにより、県警が実施する医療費の公費負担制度の対象となった被害者は対象外とした。

- 支援件数：延18件

iii) 精神的支援

臨床心理士によるカウンセリングを実施することにより、被害者の心的外傷の軽減を図った。原則として、被害者1人あたり毎月2回程度のカウンセリングを行った。

また、被害者の経済的な負担を軽減するため、臨床心理士の費用を支援した。

なお、被害者が未成年の場合で、被害者の親または被害者を現に監護している者への支援が、被害者本人の回復に資すると判断される場合等においては、被害者の親等に対しても、臨床心理士によるカウンセリングを実施した。

- カウンセリング件数：延14件

(イ) 性暴力被害者支援員（実践者向け）研修

相談対応スキル等を向上させるため、専門家を招いた研修会を開催した。

- 対 象：拠点病院及び関係機関の性暴力被害者支援に携わる職員等
- 開催日時：令和2年2月4日
- 開催場所：佐賀県医療センター好生館
- 参加者：24名

(ウ) 性暴力被害者支援員スキルアップ研修

支援スキルや専門性を高めるため、有識者を招いた研修会を開催した。

- 対 象：性暴力被害者支援に携わる職員等
- 開催日時：①令和元年7月6日②令和元年7月13日③令和元年7月14日
④令和元年7月28日⑤令和元年9月1日⑥令和元年9月8日
- 開催場所：佐賀県医療センター好生館
- 参加者：延べ181名

(エ) 広報啓発

当該事業の周知のためのパンフレット等を県内各所へ配布することにより、事業の周知及び性暴力被害者支援に関する啓発を図った。

- 内容：QRコード入りのシール2,100枚を作成し、県内各大学、短期大学、社会福祉士会等へ配布

(6) 基金事業

①DV被害者等への支援【財団自主事業】

DVの被害に遭い、困難な状況にある女性のために、一時的な支援（食事の提供）や医療支援及びステップハウス（DVの被害に遭った女性が、社会的自立をするための準備期間として入居する住宅。当財団が、家主と契約し、被害者に家賃不要で提供）の維持補修等を行った。

- 対 象：県内在住のDV被害者及びステップハウス等
- 支援実績：DV被害者への食事の提供、医療支援を実施